

令和7年度浦安市教育委員会3月臨時会会議録

浦安市教育委員会

令和7年度浦安市教育委員会3月臨時会

- I. 日 時 令和8年3月24日(火)  
開 会 午後4時00分  
閉 会 午後4時34分
- II. 場 所 市役所9階 第1委員会室
- III. 進 行 教 育 長 船 橋 紀美江
- IV. 出席委員 教 育 長 職 務 代 理 者 宮 道 力  
委 員 吉 野 則 子  
委 員 影 山 純 二  
委 員 佐 藤 勇 人
- V. 出席説明者 教 育 総 務 部 長 秋 本 豊  
教育総務部次長(教育総務部技監) 泉 澤 一 欽  
教育総務部次長(教育政策課長) 村 上 陽 子  
教育総務部副参事(教育総務課長) 鈴 木 章 仁  
教 育 政 策 課 主 幹 小 倉 隆 志  
教 育 施 設 課 長 木 戸 口 宏 志  
学 務 課 長 鳥 海 勉  
指 導 課 長 宮 崎 智次郎  
指導課主幹(教育センター所長) 青 山 陽 子  
指 導 課 主 幹 小 黒 拓  
保 健 体 育 安 全 課 長 峯 崎 泰 利  
千鳥学校給食センター主任栄養士 林 田 充 徳  
生 涯 学 習 部 長 近 藤 敏 彰  
生 涯 学 習 部 次 長 本 川 昇  
生涯学習部副参事(生涯学習課長) 斉 藤 恭 一

(青少年センター所長)

生涯学習部副参事(中央図書館長)	森田志織
市民スポーツ課長	小泉和久
郷土博物館長	島村嘉一
高洲公民館長	佐藤良平
中央公民館長	増田丈巳
堀江公民館長	田中賢司
富岡公民館長	森田和徳
美浜公民館長	佐藤栄一
当代島公民館長	高梨誠二
日の出公民館長	北村章代
中央図書館副館長	三輪進也
保育幼稚園課長補佐	高橋秀一

VI. 傍聴人 2名

VII. 案件

第1. 会議録の承認

1. 令和7年度浦安市教育委員会3月定例会会議録の承認について

第2. 審議事項

議案第1号 浦安市教育委員会管理職の任命について

議案第2号 浦安市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 浦安市学校間連携教育実施方針の策定について

議案第4号 浦安市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 浦安市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第6号 浦安市不登校支援基本方針の改訂について

議案第7号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価(令和7年度)について

議案第8号 浦安市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

### 第3. 報告事項

1. 「浦安市園・小連携 5歳児の学びのカリキュラム・スタートカリキュラム及び架け橋期のカリキュラム」について

開 会 (午後 4 時00分)

船橋教育長 これより令和7年度浦安市教育委員会3月臨時会を始める。  
それでは、議事に入る。  
議事の第1. 会議録の承認である。  
1. 令和7年度浦安市教育委員会3月定例会会議録について、承認いただけるか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、1. 令和7年度浦安市教育委員会3月定例会会議録については承認された。  
なお、会議録の承認に当たり、会議録の署名を佐藤委員にお願いする。  
次の議事に入る前に、あらかじめお諮りする。  
議事の第2. 審議事項の議案第1号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開として取り扱うこととしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 承認いただいたので、議事の第2. 審議事項の議案第1号については、議事の第3. 報告事項の後に非公開として取り扱うこととする。  
次に、議事の第2. 審議事項に移る。  
初めに、議案第2号 浦安市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。  
事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえ、

会議の公開及び会議録の承認について必要な整理を行うものである。

参考資料の新旧対照表をご覧いただきたい。

第8条第2号の「前回の」を削除し、第20条ただし書の「出席者の過半数で」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により」に改め、第26条第1項の「次」を「翌々月」に改めるものである。

なお、この改正は公布の日から施行する。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第2号について、質疑を行う。よろしいか。

これより議案第2号の採決を行う。議案第2号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第2号 浦安市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第3号 浦安市学校間連携教育実施方針の策定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、令和6年3月に改定した浦安市学校規模適正化基本方針に基づき、学校の小規模化・学級の少人数化が予想される学校を対象とした学校間連携教育を実施するための具体的な方針を策定するものである。

3月定例会にて協議いただいたところであり、その後、文章の表現等、若干の修正を行った。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第3号について、質疑を行う。よろしいか。

これより議案第3号の採決を行う。議案第3号について、事務局の説

明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第3号 浦安市学校間連携教育実施方針の策定については承認された。

次に、議案第4号 浦安市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、浦安市学校地域連携運営協議会が設置されたこと、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に伴い、千葉県教育委員会教育長より、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」が、令和7年10月10日に通知されたことから所要の改正を行うものである。

新旧対照表の1ページをご覧いただきたい。

主務教諭の新設により、第2条第2項及び第7条の2の「主幹教諭」の後に「主務教諭」を追加するものである。

次に、第9条、学校評議員について、学校地域連携運営協議会に組織改編を行い、別に規程を設置したことにより廃止するものである。この廃止に伴い、第7条の6「司書教諭」を第8条とし、第8条「職員会議」を第9条とするものである。

次に、第13条の3「学校関係者評価」について、文中「児童」を「児童又は生徒」に改めるものである。

2ページをご覧いただきたい。

第51条2項中職員の勤務状況報告書の1学期の提出期限を、「8月5日」から「9月1日」に改めるものである。

次に、附則5項における司書教諭について、「第7条の6第1項」から「第8条第1項」に改めるものである。

なお、この改正は令和8年4月1日から施行する。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第4号について、質疑を行う。いかがか。

影山委員 第9条の学校評議員がなくなるというのは、学校地域連携運営協議会が設置され、それに置き換わるということによろしいか。

鳥海学務課長 委員のおっしゃるとおりである。

船橋教育長 ほかはいかがか。よろしいか。

これより議案第4号の採決を行う。議案第4号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第4号 浦安市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議案第5号 浦安市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、県立学校職員服務規程の一部改正等に伴い、子育て部分休暇等の規程を改めるとともに、その他所要の改正を行うものである。

参考資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第6条の2の見出し中「セクシャル・ハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条第1項中「セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる行為（以下これらの行為を「ハラスメント」という。）」に改め、同項に次の各号を加えることとし、それぞれのハラスメントに関する内容を具体的な文言で（1）から



(3)号とし、(1)から(3)号に当てはまらないものを(4)号とし、内容の変更をするものである。

次に、第10条第7項中「当該職員が事務職員である場合にあつては庶務共通事務処理システム（しょむ2）により、当該職員が事務職員でない場合にあつては」を削るものである。

新旧対照表2ページをご覧ください。

第10条第9項を第12項とし、同条第8項の次に、子育て部分休暇についての条文を9項から11項に追加するものである。

次に、第12条第5項中「(別記第13号様式)」を削り、同条第6項中「(別記第13号様式の2、別記第13号様式の3又は別記第13号様式の4)」を「(別記第13号様式、別記第13号様式の2又は別記第13号様式の3)」に改め、同条第7項中「部分休業承認請求書(別記第13号様式の5)」を「第一号部分休業承認請求書(別記第13号様式の4)」又は「第二号部分休業承認請求書(別記第13号様式の5)」に改めるものである。

新旧対照表4ページをご覧ください。

別記第3号様式の4中「3歳に満たない子」を「小学校就学前の子」に改めるものである。

新旧対照表5ページから7ページをご覧ください。

子育て部分休業の様式を「別記第10号様式の3」の次に「第10号様式の4」から「第10号様式の5」を加えるものである。

新旧対照表8ページをご覧ください。

「別記第13号様式」を「第10号様式の6」に改めるものである。

新旧対照表9ページから10ページをご覧ください。

子育て部分休暇に係る副申書について、「別記第10号様式の7」及び「別記第10号様式の8」を追加するものである。

新旧対照表11ページから13ページをご覧ください。

「別記第13号様式」を削り、「別記第13号様式の2」を「別記第13号様式」に「別記第13号様式の3」を「別記第13号様式の2」に改め、「別記第13号様式の4」を「別記第13号様式の3」に改めるものである。

新旧対照表14ページから16ページをご覧ください。

部分休業の様式変更により、「別記第13号様式の3」の次に、「別記第13号様式の4」及び「別記第13号様式の5」を追加するものである。

なお、この改正は令和8年4月1日から施行する。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第5号について、質疑を行う。いかがか。

宮道委員 子育て部分休暇というのは、どのような休暇になるのか。

鳥海学務課長 子育て部分休暇は、養育する子が小学校に入ってから満9歳になる年度まで、30分単位で2時間まで取得することができる休暇である。

宮道委員 働きやすくするものと理解した。

船橋教育長 ほかはいかがか。よろしいか。

これより議案第5号の採決を行う。議案第5号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第5号 浦安市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定については承認された。

次に、議案第6号 浦安市不登校支援基本方針の改訂についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、3月定例会にて協議いただき、内容についての修正はない。不登校の要因が多様化、複雑化する中、浦安市でも一人一人に合った不登校支援について、委員の皆様のご意見を参考に今後も取り組んでいきたいと考えている。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第6号について、質疑を行う。いかがか。

宮道委員 二つ教えていただきたい。

参考資料の10ページ、11ページに不登校の要因の推移が書かれているが、平成時代と見比べて、小学校、中学校での学業不振などが増えてきているようである。これらの背景にあると考えられる典型的で具体的な事例があれば、どのようなものがあるか教えていただきたい。

また、13ページ、千葉県の動向に不登校児童生徒支援推進校の指定とあるが、指定を受けると何がほかの学校と異なるのか、浦安市にもその指定校があるのか、お聞きしたい。

宮崎指導課長 不登校の要因で学業不振などが増えている背景として、令和2年以降、顕著に数が増えている。これはコロナ禍で登校への意識が家庭、社会も変わり、欠席することへの抵抗感が薄まった結果、欠席が増えていく、さらにそれによって学習が遅れてくると、学習意欲が下がってさらに欠席が増えていく、そうした悪循環といったことが推察される。

2点目の不登校児童生徒支援推進校の指定について、指定を受けることで、児童生徒支援加配教員、いわゆる不登校加配教員というものが各校に配置される。この加配教員は、校務分掌の配慮を受けて授業時数も軽減されるため、その時間を校内教育支援センターであるとか、不登校の指導体制の整備に充てることができる。現在、市内では中学校3校が指定を受けている。

船橋教育長 不登校の背景や要因は、人それぞれであり、教育委員会としては個の状況に応じた適切な支援を行っていくことが最も大切であると考えている。

ほかはいかがか。よろしいか。

これより議案第6号の採決を行う。議案第6号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第6号 浦安市不登校支援基本方針の改訂については承認された。

次に、議案第7号 「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価（令和7年度）についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、3月定例会にて協議いただき、内容について委員の皆様のご意見を踏まえて修正を行った。

詳細については指導課長より説明する。

宮崎指導課長 浦安市いじめ防止基本方針では、第3（いじめ防止等のための対策に関する重要事項）第1項（評価及び検証方法）において、「教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等をいじめ対策調査委員会に提示し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める」ことが示されている。

このことを受け、令和7年度第3回浦安市いじめ対策調査委員会において、皆様からご意見をいただいたほか、3月定例会にて委員の皆様からご意見をいただいたところである。

それでは、変更等加えた箇所について説明する。

参考資料、浦安市いじめ防止基本方針の点検・評価（令和7年度）の1ページ目をご覧いただきたい。

評価項目（1）体制整備、ア、地方いじめ防止基本方針の策定における課題として挙げた、「職員のいじめに対する理解や取組に差がある」の部分の具体的内容の記載についてご意見をいただいた。こちらについては、今年度、各学校に対して、市で作成した「いじめに対する平時からの学校チェックリスト」を活用し、いじめに対する学校体制の確認について、生徒指導主任を対象に振り返りを実施した。

その中で、若年層を中心とした管理職以外の職員が、いじめの解消に

についての定義の理解が不足していること、生徒指導の視点を生かした授業づくりなど、日常から取り組む未然防止の取組に差が見られた。

これについて、より具体的な課題として捉えられるように、「管理職以外の職員のいじめの解消に対する理解やいじめ防止のための平時からの取組の浸透に差がある」と記載を変更した。

また、加害者側の心理的背景を把握することで、いじめの未然防止のより良い指導につなげていくことについてご示唆をいただいた。

参考資料2 ページ目の評価項目(2) 具体的な取組、ア、予防・早期発見、(ア) 心の教育の充実推進における取組の一つである、生命(いのち)の安全教育を活用し、様々な視点からいじめについて考えていけるように市の指導モデルの内容を充実させていきたいと考えている。

令和8年度は、浦安市の教員が必ず理解しておくべき項目をまとめた浦安市いじめ対策プログラムを活用し、各学校、職員が共通理解の下、令和8年度の重点を徹底していく取組を行う。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第7号について、質疑を行う。よろしいか。

これより議案第7号の採決を行う。議案第7号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第7号「浦安市いじめ防止基本方針」の点検・評価(令和7年度)については承認された。

次に、議案第8号「浦安市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。

事務局より説明を求める。

秋本教育総務部長 本案は、令和8年4月1日より、0歳から2歳児クラスの認可保育施設に係る保育料を無償とすることに伴い、子ども・子育て支援法第27条

第3項第2号に規定する市町村が定める額が全て無償となったことから、授業料に関する条文についても併せて整理する必要があるため、所要の改正を行うものである。

なお、この改正は令和8年4月1日から施行する。

船橋教育長 ただいま説明がなされた議案第8号について、質疑を行う。いかがか。

宮道委員 短時間延長認定に該当する家庭数はどの程度あるのか。また、改正するに至った理由を改めて教えていただきたい。

高橋保育幼稚園課長補佐 令和6年度末、令和7年3月の数字として、公立園11園で102名の子が保育短時間の認定を受けて在園している。

改正に至った経緯であるが、今回の幼稚園授業料と保育料、それぞれの規則で所得に応じて徴収する料金を定めていた。ただ、国の保育・教育の無償化で、実際は、3歳以上は0円となっていたが、0歳から2歳については、保育料の徴収が残っており、記載0円のまま、それぞれの規則、別表は残していた。

今回、0歳から2歳についても市独自に無償化するという方針を決定したので、別表を全て両規則から削除する改正を行った。

船橋教育長 ほかはいかがか。よろしいか。

これより議案第8号の採決を行う。議案第8号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長 異議がないので、議案第8号 浦安市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定については承認された。

次に、議事の第3. 報告事項に移る。

報告事項については、お配りした資料をもって報告とさせていただきます。

それでは、議事の第3．報告事項に対する質問を受け付ける。よろしいか。

これより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開と決定した案件について審議を行う。

案件は、議事の第2．審議事項の議案第1号である。

傍聴人の皆様は退室いただくようお願いする。

議事の第2．審議事項の議案第1号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開の取り扱いとする。

船橋教育長　それでは、議事の第2．審議事項に移る。

議案第1号　浦安市教育委員会管理職の任命についてを議題とする。

事務局より説明を求める。

議案第1号　浦安市教育委員会管理職の任命について、秋本教育総務部長より説明がなされた。

船橋教育長　これより議案第1号の採決を行う。議案第1号について、事務局の説明のとおり、これを承認することとしてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

船橋教育長　異議がないので、議案第1号　浦安市教育委員会管理職の任命については承認された。

以上で、令和7年度浦安市教育委員会3月臨時会を閉会する。

閉　　会　　(午後4時34分)